

平成13年5月7日

オウム対策かわら版 第4号

鳥山地域オウム真理教(現アレフ)対策住民協議会

この間の主な動き

- ・協議会の組織が充実してきました。
- ・東京高等裁判所で、世田谷区の主張認められました。
- ・オウム真理教抗議集会と学習会が開かれました。

住民協議会の組織について

1月9日の住民総決起集会で結成された、私達「鳥山地域オウム真理教(現アレフ)対策住民協議会」ですが、これまでの活動を通して、組織の企画運営力の強化及び機敏な意思決定の必要性を痛感し、組織力の強化を図りました。当面、次のような組織で取り組んでいくことになります。また、連絡網もこれを機に整備されます。これからもより多くの方々と手を取り合っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○協議会会長

○実行委員会(次の団体の代表等で構成します:鳥山上町会外町会・自治会代表、GSハイム管理組合、賃貸居住者の会、商店街代表、PTA関係代表、青少年団体代表等)

○企画部(実行委員会メンバーより6~7名で構成します。)

○協議会(協議会活動にご賛同いただいている団体や個人で構成されます:町会自治会、商店街、PTA関係、青少年地区委員会関係、GSハイム・サンサンマンション、その他諸団体、区など)

抗議集会(デモ行進)、学習会開かれる!

連休前半の4月30日、鳥山区民センターで、抗議集会と現地へのデモ行進、そして反対活動の先輩茨城県龍ヶ崎市の方々をお招きした学習会が開催されました。商店街から出発したデモ隊は、買い物途中の方々を巻き込み約700名の大行進となりました。

また、学習会でも約400名の参加がありました。教祖の子どもの就学問題でゆれた龍ヶ崎市の実行委員長などからは①「何が不安なのか、具体的に考えていった。」②「不安を解決するためにどれだけ客観的事実を積み上げられるか。」③「相手を知らずして問題は解決しないこと。」④「事実から目を背けた人は、いつまでも冷静でなかった。」⑤「情報を得るために、反対活動の先輩を訪ね歩いた。」など貴重な体験をお話しいただきました。今後も各地の市民達との交流を深めていきたいと思います。



教団進出マンションに向けてのデモ行進の様子。

鳥山地域オウム真理教（現アレフ） 対策住民協議会

連絡先

世田谷区南鳥山6-22-14鳥山総合支所内

電話 03(3326)1202もしくは03(3326)6134

オウム真理教（現アレフ）の集団進出に反対し、安心して暮らせる地域社会をつくろう。

- ・サリン事件を風化させるな！
- ・オウム対策には積極的に参加しよう！
- ・安全で平和なまちを住民の力で取り戻そう！

世田谷区のホームページに「オウム真理教（現アレフ）に対する区の対応について」のコーナーが開設されております。

[Http://www.city.setagaya.tokyo.jp/](http://www.city.setagaya.tokyo.jp/)

ご注意！

最近、根拠のない「うわさ」が流れています。学校でのいじめや保護者の不安、商店の営業妨害にも結び付きかねません。皆様にはくれぐれもご注意ください。

また、募金活動にも私達協議会の名前が悪用される懸念があります。不審に思われた際には、左記の連絡先までお願ひいたします。

監視小屋情報

●連休後半、大規模なセミナーが開催され、村岡達子代表をはじめ**200**名近い信者の出入りがありました。道場として活動の拠点化・本部化が既成事実として積み上げられつつあります。

●集団進出しているマンション裏手の屏の非常用出入り口が整備されました。今後、裏側からの出入りも予想されます。

●天候に関わらず警察は**24時間**路上で警備を続けております。監視活動中の住民からも、警察詰所の必要性の声があがっておりまます。私達は北側駐車場に小屋を移し、現在の場所を警察に譲る予定です。

●協議会では、監視活動に伴い保険に加入しております。

東京高等裁判所で区の主張が認められました。（世田谷区からのお知らせ）

住民票消除処分の執行停止につきまして、2月16日に東京地方裁判所は信者13名の住民登録を回復する決定をだしました。世田谷区長は即時抗告しておりましたが、東京高等裁判所は4月20日、地裁決定を取り消し、13名の住民票を消除する決定を出しました。(以下に決定のポイント)

●世田谷区長は転入届について、届出事項の内容について違法不当な目的によるものか、実質的審査権を有する。また、地方公共団体の長として地域の秩序の維持、住民の安全を確保する義務がある。

●オウム真理教は、一時期内戦を想定した活動を行った団体である。そのような団体構成員による集団での転入届がなされた場合、地域の秩序を破壊し、住民の生命や身体の安全を害する危険性が高度に認められる可能性がある。居住の事実さえあれば受理して、住民として受け入れなければならないかどうかは問題である。

●今回の転入届は、区内12の出張所で一斉に届けられるなど、区長の審査権行使を妨げる意図が認められる。また、今回の届出による住民基本台帳への記録等は、不当な手段によって必要な実質的審査を逃れたものとして、住民票を消除すべき場合に該当すると解される。